

税務QA

17.10-1

Q1 (医師課税の特例の対象となる社会保険収入の範囲と他の所得区分)

最近開業したクリニックですが、労働者災害補償保険法による診療報酬は、医師課税の特例となる社会保険診療報酬になりますか。また、薬品の仕入先からのリポートや学校医の手当ての所得区分はどうなりますか。

A

ポイント

- (1) 医業所得の課税の特例の対象となる社会保険診療収入は、租税特別措置法第26条に掲げる法律に基づく診療収入に限られます。
- (2) 医業による事業所得の大部分は診療収入ですが、医業に付随する収入も事業所得に含まれます。開業医の所得には、他に給与所得、事業所得、一時所得、雑所得等に分類されるものもあります。

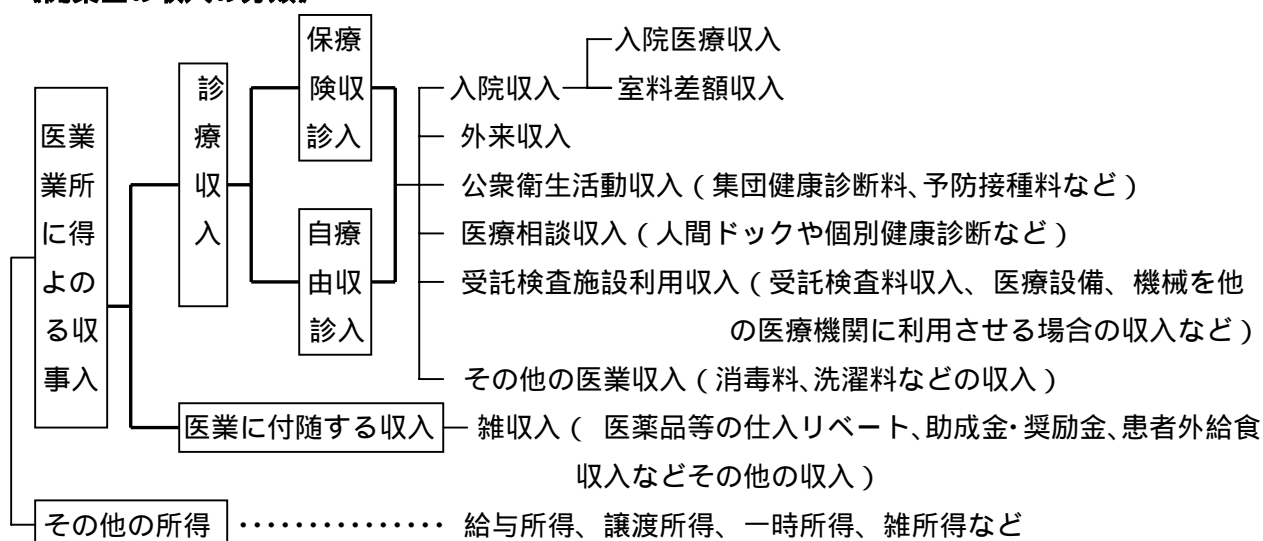
1. 社会保険診療収入となるもの及び開業医の収入の分類

医師の事業所得の計算上、医業所得の課税の特例の適用の対象となる社会保険診療の収入金額は租税特別措置法第26条第2項各号に掲げる法律に基づく診療収入に限られ、労働者災害補償保険法によるものはその中に含まれていませんから、医師課税の特例の対象とはなりません。

また、薬品の仕入先からのリポートは、診療収入ではなく雑収入となり事業所得の総収入金額に算入しなければなりませんし、学校医の手当は、通常雇用契約に基づき支給されますので、給与所得の収入金額となります。

なお、消費税に関しては、労働者災害補償保険法による診療報酬は非課税となっており、また、仕入先からの金銭によるリポートは、仕入れに係る対価の返還となります。学校医の手当は、一般的には給与所得に該当しますので課税の対象とはなりません。

《開業医の収入の分類》



2. 医業に係る収入の所得区分

事業所得	社会保険診療収入 (措法26に規定する診療収入)	(1) 健康保険法 (2) 国民健康保険法 (3) 船員保険法 (4) 国家公務員共済組合法 (5) 地方公務員等共済組合法 (6) 私立学校教職員共済法 (7) 戦傷病者特別援護法 (8) 身体障害者福祉法 (9) 母子保健法 (自由診療収入4(2)に該当するものを除く) (10) 児童福祉法 (11) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (12) 生活保護法 (13) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (14) 結核予防法 (15) 麻薬及び向精神薬取締法 (16) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (17) 心身喪失状態で重大な他害行為を行った者に対する医療・観察法 (18) 老人保健法 (19) 介護保険法 (特定のものに限る) (20) 障害者自立支援法 (特定のものに限る)
	自由診療収入 (措法26の診療収入以外の診療収入)	1. 次の診療報酬 (1) 自費診療報酬 (2) 入院室料差額収入 (3) 美容整形報酬 (4) 正常分娩報酬 (5) 保険外歯科補てつ報酬 (6) 人工妊娠中絶 (7) 通常近眼手術報酬 (8) 健康診断料 (人間ドック) (9) 予防接種料 (自己の経営する診療所で行ったもの) (10) 医療相談料 (11) 診断書作成料 2. 次の規定による診療報酬等 (1) 労働者災害補償保険法 (2) 国家公務員災害補償法 (3) 公害健康被害の補償等に関する法律 (4) 自動車損害賠償責任保険法 3. 保険証を持参しない場合の診療収入 4. 地方公共団体から支給されるもの (1) 老人健康診査 (自己の経営する診療所で行われるもの) (2) 母子保健法に基づく妊産婦・乳児等の検診料 5. 生命保険会社との契約による診断料
	雑収入 (診療収入以外の事業収入及び付随収入)	1. 貸与寝具・貸与テレビ・洗たく代等 2. 医薬品の仕入りペーパ 3. 患者からの病気平癒の謝礼金 4. 赤電話・自動販売機等の手数料 5. 治療器具・材料・ピン等の販売収入 6. 地方公共団体から支給される休日・夜間診療手当・委嘱料 (自己の経営する診療所で診療する場合) 7. 患者紹介料 8. 往診先から受ける車代 9. 従業員及び患者付添人の食事代 10. 老人保健法で地方公共団体から支払われる場合の事務手数料・利子補給金 11. 救急医療機関謝礼金 (手当金) 12. 医療機器の購入に伴って景品として受ける金品 13. 診療所の開設祝 14. 身体障害者雇用調整金・高齢者雇用確保助成金・育児休業奨励金 15. 器具備品等で少額減価償却資産の譲渡代金 16. 固定資産税の前納による報奨金 (事業用固定資産に係るもの)
	給与所得	1. 地方公共団体等からの休日・夜間診療手当 (地方公共団体等が設置した病院・保健所・救急センター等で診療する場合) (1) 予防接種 (2) 夜間診療 (3) 休日診療 (4) 老人保健法の保健事業 (5) 保健所での成人病検診 2. 学校医・幼稚園医・保育園医の手当 3. 嘱託医手当 4. 地方公共団体の委員手当 5. 派遣医の手当 (大学の医師等が他の病院で定期的に診療する場合等) 6. 産業医手当
その他の所得	1. 譲渡所得 医療機具の譲渡代金 2. 一時所得 固定資産税の前納による報奨金 (業務用固定資産以外に係るもの) 3. 雑所得 (1) 原稿料 (2) 講演料 (3) 還付加算金 (4) 大学の医師が手術の応援を行い受け取る報酬	

